様式第５号の１（第９条関係）ＪＲ線のみ利用した場合

**ＪＲ線利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 木次線利活用推進協議会　会長　様 | | | | | 申請日 | | | 令和　　年　　月　　日 |
| ①申請者  （又は代理人）  旅行会社等の場合は、会社名と施設代表者名等を記入 | 住所 | | 市・郡　　　　　　　町 | | | | | |
| 氏名 | |  | | | 電話番号（担当　　　　　） | | |
| ②利用者  ①と同じの場合は記入  不要 | | 住所 | 市・郡　　　　　　　町 | | | | | |
| 氏名 |  | | | | 電話番号 | |
| 令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号　で内示のあった事業について、以下のとおり実施したので、ＪＲ線利用促進事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき提出する。 | | | | | | | | |
| ③利用目的 | □小旅行　　□視察　　□研修　　□遠足　　□部活動  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | |
| ④ＪＲ利用  区間等 | Ｊ　Ｒ  利用１ | | 利 用 日　　　　月　　日  利用列車　□普通列車　□あめつち　□その他（　　　　　　　）  利用区間　（乗車）　　　　　駅　（　時　分発）  　　　（降車）　　　　　駅  利用者数　（大人）　　　人、（子ども）　　　人、（幼児・乳児）　　　人 | | | | | |
| （１）乗車券料金　　　　　　　　円  （２）特急券料金　　　　　　　　円　　　合計（１）～（３）  （３）指定席料金　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　円【Ａ】 | | | | | |
| Ｊ　Ｒ  利用２ | | 利 用 日　　　　月　　日  利用列車　□普通列車　□あめつち　□その他（　　　　　　　）  利用区間　（乗車）　　　　　駅　（　時　分発）  　　　（降車）　　　　　駅  利用者数　（大人）　　　人、（子ども）　　　人、（幼児・乳児）　　　人 | | | | | |
| （１）乗車券料金　　　　　　　　円  （２）特急券料金　　　　　　　　円　　　合計（１）～（３）  （３）指定席料金　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　円【Ｂ】 | | | | | |
| Ｊ　Ｒ  利用３ | | 利 用 日　　　　月　　日  利用列車　□普通列車　□あめつち　□その他（　　　　　　　）  利用区間　（乗車）　　　　　駅　（　時　分発）  　　　（降車）　　　　　駅  利用者数　（大人）　　　人、（子ども）　　　人、（幼児・乳児）　　　人 | | | | | |
| （１）乗車券料金　　　　　　　　円  （２）特急券料金　　　　　　　　円　　　合計（１）～（３）  （３）指定席料金　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　円【Ｃ】 | | | | | |
| 補　足 | |  | | | | | |
| ⑤補助金申請額 | （【Ａ】＋【Ｂ】＋【Ｃ】）×　100／110　＝　　　　　　　　　　円【Ｄ】  【Ｄ】×１／２　＝　　　　　　　　　　円（申請額）（端数切捨て） | | | | | | | |
| ⑥振込先  （利用者） | | 金融機関名 | | 銀行・信用金庫　　　　　　　本店・支店  　　　　　　農協　　　　　　　　　　　　所 | | | | | |
| 口座番号 | | 普通　・　当座　（　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| （口座名義人かな）  口座名義人氏名 | | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |

* ＪＲ利用が３つ以上ある場合、「補足」欄に利用日、利用区間、利用人数、料金を記入し、「⑤補助金申請額欄」に補足欄に記入した料金も加えた額を記入すること。
* 補助対象となるＪＲ運賃の対象区間等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助対象 | 補助対象外 |
| ＪＲ運賃 | ＪＲ木次線(宍道～備後落合)【必須】のほか、山陰本線(安来～飯浦)・芸備線(備中神代～広島)・山口線(益田～津和野) の乗車区間の運賃・特急料金・指定席料金(奥出雲おろち号は対象外)、普通列車の指定席グリーン券（あめつちのみ） | 一畑電車、島根県外の鉄道乗車運賃・特急料金・指定席料金及びグリーン席特急券、特別割引切符 |

* 補助金申請額は、消費税額を除くこと。
* 本書に添付する書類
* ＪＲ運賃を支払ったことが分かる領収書の写し（乗車区間のわかるもの）、もしくは団体乗車券の写し

＊「おとな」と「こども」の区分

|  |  |
| --- | --- |
| おとな | １２歳以上（１２歳でも小学生は「こども」） |
| こども | ６歳～１２歳未満（６歳でも小学校入学前は「幼児」） |
| 幼　児 | １歳～６歳未満 |
| 乳　児 | １歳未満 |